

第四十六回国会 農林水産委員会 議 録 第二十七号

昭和三十三年三月二十七日(金曜日)

午前十時五十一分開議

出席委員

委員長 高見 三郎君

理事小山 長規君 理事坂田 英一君

理事長谷川四郎君 理事本名 武君

理事赤路 友藏君 理事芳賀 貢君

伊東 隆治君 池田 清志君

加藤 精三君 飯谷 忠男君

吉川 久衛君 小枝 一雄君

笹山茂太郎君 館林三喜男君

寺島隆太郎君 野原 正勝君

八田 貞義君 松田 鐵藏君

亘 四郎君 角屋堅次郎君

川俣 清音君 栗林 三郎君

東海林 稔君 橋崎弥之助君

西村 関一君 松浦 定義君

湯山 勇君 玉置 一徳君

林 百郎君

出席政府委員

農林政務次官 丹羽 兵助君

林野庁長官 田中 重五君

委員外の出席者

専門 員 松任谷健太郎君

本日の会議に付した案件

保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第四六号)

林業信用基金法の一部を改正する法律案(内閣提出第八五号)(参議院送付)

○高見委員長 これより会議を開きます。

保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律案及び林業信用基金法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

この際、角屋堅次郎君外二名から林業信用基金法の一部を改正する法律案に対する修正案が提出されております。

林業信用基金法の一部を改正する法律案に対する修正案
林業信用基金法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第六条の改正規定を削る。
第七条の改正規定を次のように改める。

第七条第一項中「三億五千万円」を「七億円」に改める。

○高見委員長 趣旨弁明を許します。
角屋堅次郎君。

○角屋委員 私は、この際、日本社会

党を代表いたしました。ただいま提案されております林業信用基金法の一部を改正する法律案に対する修正案を提案を申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。
林業信用基金法の一部を改正する法律案に対する修正案
林業信用基金法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第六条の改正規定を削る。
第七条の改正規定を次のように改める。

第七条第一項中「三億五千万円」を「七億円」に改める。
修正案は以上であります。

修正案の趣旨は、これは、今国会に御承知のように、政府が、この種法案につきまして、今回の修正案でも、第七条の第二項のところで、「政府は、必要があるとき、予算で定める金額の範囲内において、基金に追加して出資することができ、」

いうふうにして、第七条の従来の第二項、第三項をそれぞれ削りまして、第三項、第四項にし、それに伴いまして、第六条の關係条項の資本金のところを修正しておるわけでありまして、これはしばしば本委員会においても議論されてまいりましたように、第七条の第二項の修正によって、林業信用基金法の法案の今後の審議というものを、政府の出資金の追加の場合には第七条第二項によって済ませて、あらためて農林水産委員会で議論する機会を避け

よう、予算ですべてそれを片づけていくという、いわばこういうことを通じて、国会の審議権というものを軽視するということに重大問題があるわけでございます。これは本委員会においても、この種法案がかかったときにも真剣に議論された問題でありまして、われわれは、こういう法案の改正、政府の出資金の増額等の場合に、あらためて、たとえば林業信用基金の運営が適正であるかどうかということをはりこれはわが党の修正提案が提唱しておるように、議員として、国会議員の審議権というものを尊重する立場から、与党の諸君もこれには全面的に賛成されて、国会の権威を保持するということとでぜひ御協力を賜わりたい、かように考えておるのでございます。

以上をもちまして提案理由の説明を終わらせていただきます。

○高見委員長 修正案に対する質疑はないようでありますので、これより討論に入るのであります。別に討論の申し出がございませんので、これより直ちに採決いたします。

まず、保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高見委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、林業信用基金法の一部を改正する法律案について採決に入ります。

まず、角屋堅次郎君外二名提出の林業信用基金法の一部を改正する法律案に対する修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高見委員長 起立少数。よって、本修正案は否決いたしました。

引き続き原案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高見委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

ただいま可決いたしました両案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと認むる者あり〕

○高見委員長 御異議なしと認め、さように決しました。

三月二十七日
委員中澤茂一君及び中村時雄君辞任につき、その補欠として中澤茂一君及び中村時雄君が議長の名で委員に選任された。

同日
委員川俣清音及び玉置一徳君辞任につき、その補欠として中澤茂一君及び中村時雄君が議長の名で委員に選任された。

第一類第八号 農林水産委員会議録第二十七号 昭和三十三年三月二十七日

昭和三十九年四月三日印刷

昭和三十九年四月四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局